資料３－４

滋賀県は持続可能な開発目標（SDGs）を支援しています。

第二次滋賀県食品ロス削減推進計画（答申案）

～三方よしでフードエコ～

令和９年（2027 年）●月

滋賀県

目次

第１章 計画策定の趣旨 1
1 - 1 計画策定の趣旨 1
1 - 2 計画の位置付け 2
1 - 3 計画期間 2
第２章 食品ロスに関する現状と課題 3
2 - 1 食品ロスの現状 3
2 - 1 - 1 全国の現状 3
2 - 1 - 2 滋賀県の現状 4
2 - 2 目標の達成状況 10
2 - 3 現状と目標の達成状況を踏まえた課題 11
第３章 計画の理念と目標 12
3 - 1 計画の理念 12
3 - 2 計画の目標 12
第４章 施策の方向性と食品ロス削減の取組 15
4 - 1 施策の方向性 15
4 - 2 基本的施策 16
4 - 2 - 1 普及啓発等 16
4 - 2 - 2 実態把握 17
4 - 2 - 3 食品有効活用の促進 17
4 - 3 各主体に求められる役割と取組 19
4 - 3 - 1 消費者 19
4 - 3 - 2 事業者 19
4 - 3 - 3 マスコミ・各種団体 20
4 - 3 - 4 市町 20
4 - 3 - 5 県 20
第５章 計画の推進体制と進行管理 21
5 - 1 推進体制 21
5 - 2 進行管理 21

第１章　計画策定の趣旨

１-１　計画策定の趣旨

我が国における令和６年度（2024 年度）の食料自給率（カロリーベース）は 38%と低く、食料の多くを海外からの輸入に依存しているにもかかわらず、まだ食べることができる食品が生産、製造、販売、消費等の各段階において日常的に廃棄され、多量の食品ロス[1]が発生しています。

一方、世界では深刻な飢えや栄養不良で多くの人々が苦しんでおり、食品ロスは我々が真摯に取り組むべき課題です。また、平成 27 年（2015 年）の国際連合総会において採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」に記載された「持続可能な開発のための目標（Sustainable Development Goals)」（以下「ＳＤＧｓ」という。）において、食品ロスの削減が重要な柱として位置付けられるなど、国際的にも重要な課題です。

気候変動の観点からは、食料の生産に伴うCO_2排出量が世界全体の排出量の約 25%を占めるとされており、廃棄された食料の処分のためにもさらにCO_2が排出されることから、食品ロス削減は地球温暖化の抑制効果も期待されています。

そのため、国は、食品ロスの削減の推進に関する法律（令和元年（2019 年）法律第 19 号）を制定するとともに、「食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針」（以下「基本方針」という。）を策定し、国、地方公共団体、事業者、消費者等の多様な主体が連携し、国民運動として食品ロスの削減に取り組むことを推進しています。

これを踏まえ、本県では、令和３年（2021 年）３月に「滋賀県食品ロス削減推進計画」（以下「第一次計画」という。）を策定して各種施策に取り組んできましたが、その計画期間が令和８年度（2026 年度）に終了することから、第一次計画の目標の達成状況、食品ロスの現状、社会状況の変化等を勘案し、国の基本方針を踏まえ、「第二次滋賀県食品ロス削減推進計画」を策定します。

＜ＳＤＧｓ、ＭＬＧｓと食品ロスについて＞

ＳＤＧｓは、令和 12 年（2030 年）までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標「持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals)」のことです。17 の目標（ゴール）と 169 のターゲットから構成されており、格差の問題、持続可能な消費や生産、気候変動対策など、先進国も発展途上国も取り組むユニバーサル（普遍的）な目標です。

食品ロスはこのＳＤＧｓにおいて、「ゴール 12 持続可能な消費と生産のパターンを確保する（つくる責任つかう責任)」において「ターゲット３ 2030 年までに小売・消費レベルにおける世界全体の一人当たりの食料の廃棄を半減させ、収穫後損失などの生産・サプライチェーンにおける食料の損失を減少させる。」としてターゲットであることが明記されています。また、食品ロスは飢餓、生産・消費、CO_2等に関わる問題であるため、ＳＤＧｓの他の目標とも関わりがあります。例えば、フードバンク等による食品を必要とする人への支援は、「ゴール２ 飢餓をゼロに」に関係します。また、生産・消費の各段階における食品ロス由来のCO_2排出量削減という観点からは「ゴール 13 気候変動とその影響に立ち向かうため、緊急対策を取る」や「ゴール９ 強靭なインフラ構築し、包摂的かつ持続可能な産業化の促進およびイノベーションの推進を図る」に関係します。さらには、食品ロスの削減には県民、事業者、国、市町、県など様々な主体が関わり、連携を取りながら取り組むべき問題であることから「ゴール 17 持続可能な開発に向けてグローバル・パートナーシップを活性化する」にも関係します。

また、本県には、琵琶湖版のＳＤＧｓとして独自に 13 のゴールを設定している「ＭＬＧｓ（Mother Lake Goals)」があります。食品ロスは、ＭＬＧｓの「ゴール７ びわ湖のためにも温室効果ガスの排出を減らそう」に関係するほか、食品ロス削減は生産者や消費者など多様な主体がつながり、取組を進めることが重要であるため、「ゴール 13 つながりあって目標を達成しよう」とも関係します。

[1] 食品ロス：本来食べられるにもかかわらず廃棄されている食品（食品廃棄物には、食品ロスのほか、例えば、魚・肉の骨等、食べられない部分が含まれる。)。

1-2　計画の位置付け

本計画は、食品ロスの削減の推進に関する法律第 12 条第 1 項の規定に基づく都道府県食品ロス削減推進計画として位置付けます。

また、本計画は、「滋賀県環境総合計画」を上位計画とするほか、「滋賀県廃棄物処理計画」「滋賀県食育推進計画」等の関係法令に基づく各種の計画と調和が保たれたものとします。

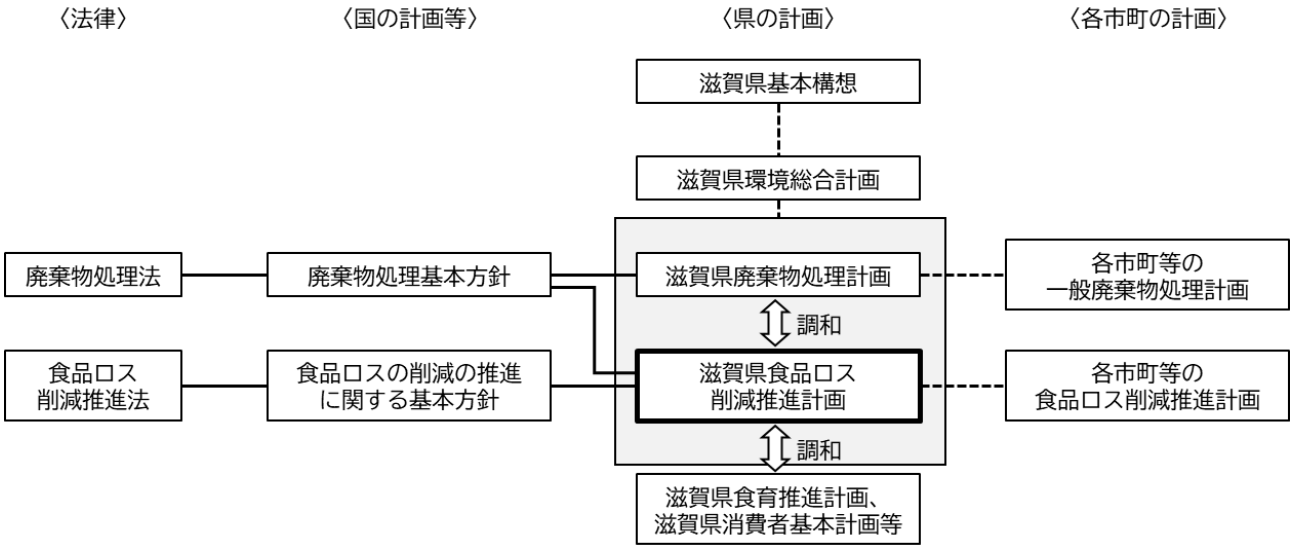

図１ 主な関係法令・関係計画等との関係

1-3　計画期間

計画期間は、令和９年度（2027 年度）から令和 12 年度（2030 年度）までの４年間とします。

第２章　食品ロスに関する現状と課題

２-１　食品ロスの現状

２-１-１　全国の現状

国全体で食品ロス量は年間 461 万ｔ（令和６年度（2024 年度））と推計され、国民１人当たり１日約 102ｇ発生しています。この食品ロスによる経済損失は 3.8 兆円にのぼり、温室効果ガス排出量は 978 万 t-CO_2に相当します。また、国連世界食糧計画（ＷＦＰ）による令和５年（2023 年）の食料支援量約 370 万ｔの約 1.3 倍に相当します。

発生量の内訳は、家庭系食品ロス[2]量（食べ残し、過剰除去[3]、直接廃棄[4]）が 237 万ｔ、事業系食品ロス[5]量（規格外品[6]、返品、売れ残り、食べ残し等）が 224 万ｔと推計されています。家庭系食品ロスにおいては、直接廃棄と食べ残しがそれぞれ約４割を占めています。また、事業系食品ロスの業種別の内訳をみると、食品製造業が約５割を占めています。

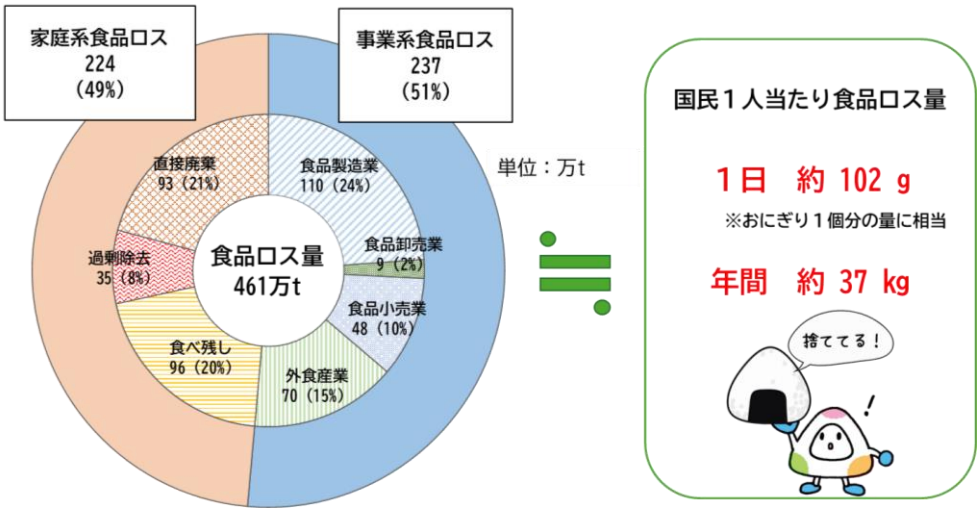

（資料：食品ロス量（令和６年度（2024 年度）推計）　農林水産省資料より）

図２ 全国の「食品ロス量」（令和６年度推計）

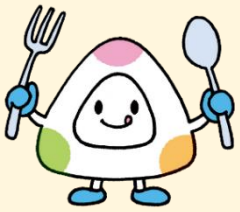

＜よっしーくん（三方　善雄）＞　プロフィール

滋賀県生まれ。近江米 100％の＜三角おにぎり＞の妖精。
県内の食品ロスを減らすために、＜家庭＞＜飲食店＞そして＜小売店＞を日夜、奔走しています。
口ぐせは、食べ物の無駄をなくしたときに発する掛け声、「よし!!」。

---

[2] 家庭系食品ロス：各家庭から発生する食品ロス。廃棄物の分類としては、一般廃棄物に該当する。

[3] 過剰除去：不可食部分を除去する際に過剰に除去された可食部分のこと。例えば厚く剥き過ぎた野菜の皮など。

[4] 直接廃棄：賞味期限切れ等により、料理の素材として使用またはそのまま食べられる食品として使用・提供されずに直接廃棄されたもの。手つかず食品のこと。

[5] 事業系食品ロス：食品関連事業者（食品製造業、食品卸売業、食品小売業および外食産業）から事業活動を伴って発生する食品ロス。廃棄物の分類としては、食品製造業から排出される食品廃棄物・食品ロスのうち、原料として使用した動物性残渣に当たるものは産業廃棄物に該当する。

[6] 規格外品：重量・容量や色・形状が当該標品の基準と異なるものや、包材の不良が発生した商品のこと。

2-1-2　滋賀県の現状

2-1-2-1　家庭系食品ロスの現状

令和６年度（2024 年度）の家庭系食品ロス発生量[7]について、国の方法を基に計算すると、本県では年間約 2.4 万ｔの食品ロスが発生していると推計されます。これは、県民１人当たり年間約 17kg、１日当たり約 46g の食品ロスが発生していることとなり、全国の状況と比較するとやや少ないものの、まだ食べることができる食品が少なからず捨てられています。

また、本県の家庭系食品ロスの処理にかかる費用は、年間約 12 億９千万円と推計され、その原資として税金が使われていることには留意が必要です。

図３ １年当たりの家庭系食品ロスと処理費用（令和６年度（2024 年度）推計）

本県が令和７年度（2025 年度）に実施した県民Ｗｅｂアンケート[8]結果では、概ね２人に１人が家庭において「食品ロスが発生している」と回答しています。

また、食品ロスが発生している要因は、「食べ残し」が約４割と最も高く、次に「直接廃棄（手つかず食品）」「過剰除去」の順に割合が高くなっています。

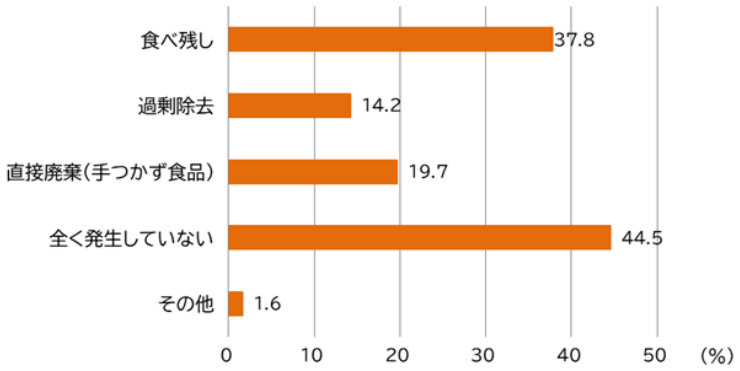

（資料：県民Ｗｅｂアンケート調査、回答数 2,000、「全く発生していない」を選択した場合を除き複数回答可）

図４ 家庭での食品ロス発生状況

---

[7] 滋賀県における令和６年度（2024 年度）の家庭系食品ロス発生量の推計方法：
食品ロス量を把握している自治体（大津市、草津市、彦根市、守山市、高島市）：自治体推計の食品ロス量による。
食品廃棄物量を把握している自治体（甲賀市、日野町）：自治体推計の食品廃棄物量に環境省の「食品廃棄物に占める食品ロスの平均割合」を乗じて推計した。
食品廃棄物量、食品ロス量を把握していない自治体：生活系ごみ収集量（粗大ごみ除く）に「生活系ごみに占める食品廃棄物の割合」と「食品廃棄物に占める食品ロスの割合」を乗じて推計した。

[8] 県民Ｗｅｂアンケート：県民のごみ減量に対する意識や実践行動の状況等を把握することを目的に、満 18 歳以上の男女 2,000 人の県民を対象として実施したインターネットによる調査。

2-1-2-2　事業系食品ロスの現状

本県の食品廃棄物等多量発生事業者[9]から発生している食品ロスの年間発生量について業種別の内訳をみると、全国と比較して食品小売業と外食産業の割合が高くなっています。

表１食品廃棄物等多量発生事業者の食品ロス年間発生量（令和６年度（2024 年度）推計値）

（単位：t）

	全国		滋賀県	
業種区分	年間発生量	割合	年間発生量	割合
食品産業計	1,867,187	100%	12,028	100%
食品製造業	1,089,182	58%	5,058	42%
食品卸売業	53,912	３%	43	0.4%
食品小売業	421,200	23%	3,644	30%
外食産業	302,893	16%	3,283	27%

（資料：全国…農林水産省資料より。滋賀県…農林水産省資料から推計。）

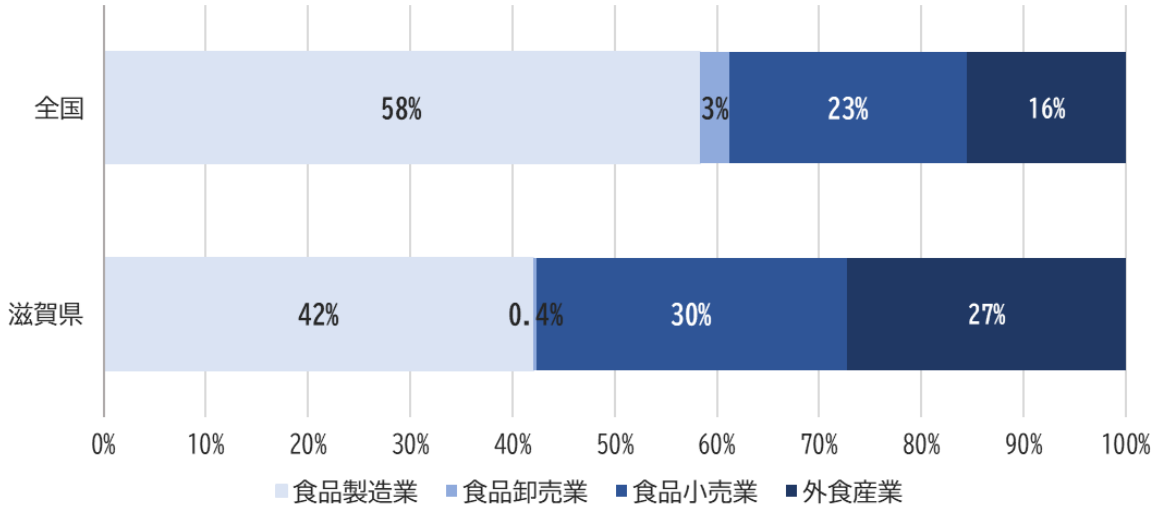

図５ 食品廃棄物等多量発生事業者の食品ロス年間発生量業種別割合（令和６年度（2024 年度）推計）

[9] 食品廃棄物等多量発生事業者：食品廃棄物等の前年度の発生量が 100 トン以上の食品関連事業者のこと。食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成 12 年(2000 年)法律第 116 号）に基づき、毎年度、国に対し食品廃棄物等の発生量や食品循環資源の再生利用等の状況を報告することが義務付けられている。

2-1-2-3　滋賀県の取組について

本県では、食品ロス等に係る取組を推進するため、平成 29 年（2017 年）８月に事業者、関係団体、学識経験者、国・市町・県等の関係者で構成される「滋賀県買い物ごみ・食品ロス削減推進協議会」を設立しました。同協議会では、関係者が連携・協力を図りながら、近江商人たちが大切にしてきた、売り手よし・買い手よし・世間よしの「三方よし」の精神の下に「三方よし!!でフードエコ・プロジェクト」を立ち上げ、食品ロス削減に取り組んでいます。

また、飲食店、食料品小売店および宿泊施設に対して、「三方よしフードエコ推奨店」の登録を呼び掛けています。これは、食品ロス削減等に取り組む飲食店等を登録する制度です。

＜三方よし!!でフードエコ・プロジェクト＞

滋賀県では、近江商人が大切にしてきた、売り手よし・買い手よし・世間よしの「三方よし」の精神の下に「三方よし!!でフードエコ・プロジェクト」に取り組んでいます。ちょっとした心がけで売り手よし！買い手よし！環境よし！と誰もが笑顔で「よし!!」となるプロジェクトに、ぜひ御協力ください。

推奨店登録ステッカー

＜三方よしフードエコ推奨店制度＞

滋賀県では、食品ロスの削減の呼びかけをはじめ、食べ残しを少なくするメニュー設定や、ばら売り・量り売りによる販売など、食品ロス削減につながる取組を行う飲食店、宿泊施設および食料品小売店を「三方よしフードエコ推奨店」として登録し、県ホームページ等で紹介しています。登録を受けた店舗の自主的な食品ロス削減取組が促進されることで、食品ロス削減が期待されます。

2-1-2-4　県民の意識の状況

食品ロスの削減を進めるためには、まず、食品ロス問題を認知すること、さらに、日常生活においてどのような要因で、どのくらいのロスが発生しているのかについて認知することが重要です。その上で、一人ひとりがどのようにすれば食品ロスを削減できるのか理解し、取組を実践することで効果的に削減を進めることができます。そのため、県民に対して更なる普及啓発を図るとともに、食品ロスの発生量や発生要因等の実態について把握する必要があります。

本県では、令和２年度（2020 年度）から実施している県民Ｗｅｂアンケートにより、食品ロスに関する県民の意識の状況を把握しています。

（1）　食品ロス問題の認知度

県民Ｗｅｂアンケートの結果、約８割が食品ロス問題について、「よく知っている」または「ある程度知っている」と回答しています。「ある程度知っている」と回答した人の割合は横ばいですが、「よく知っている」と回答した人の割合は若干の増加傾向にあり、30%に近づいています。

さらに、令和７年度（2025 年度）の認知度を年代別に見ると、70 代が最も高く、30 代が最も低い結果となりました。また、70 代を除いて、いずれの世代においても約 10%～30%程度の人が食品ロスについて「あまり知らない」または「知らない」と回答しました。なお、国（消費者庁）の資料では、20 代の認知度が最も低く、次いで 30 代が低い結果となっていました。概ね、県と国の調査結果は類似の傾向を示しており、30 代以下の若年層で認知度が

低くなっています。

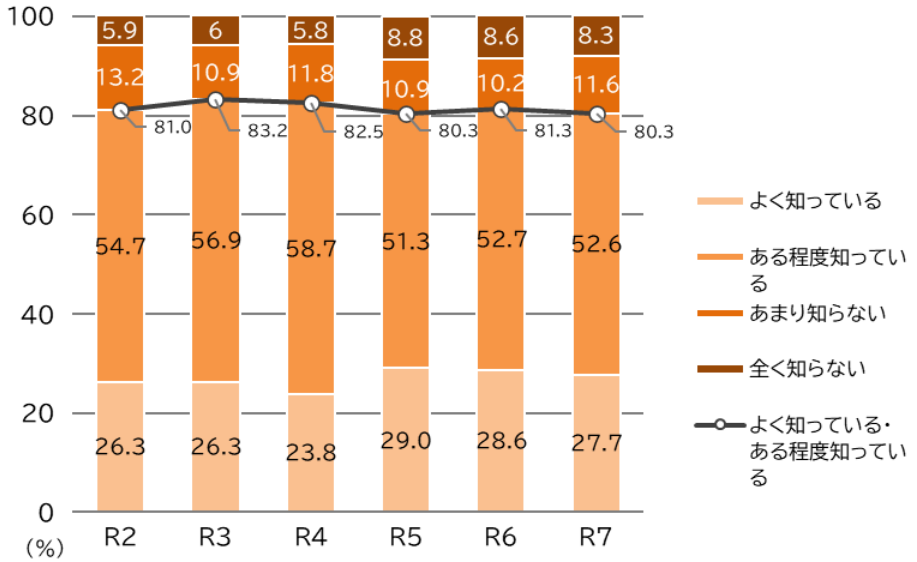

（資料：県民Ｗｅｂアンケート調査、回答数 2,000）

図６ 食品ロスの問題についての認知度

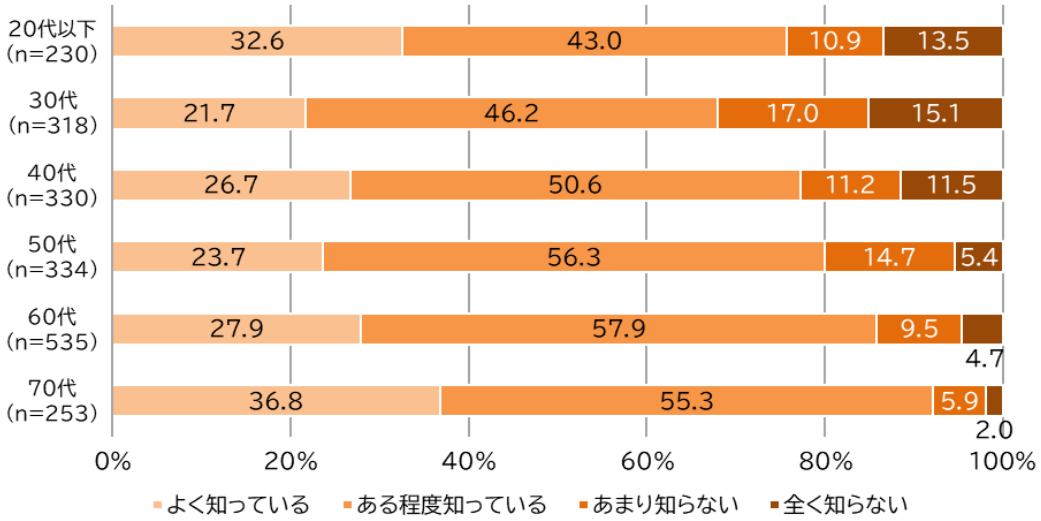

（資料：県民Ｗｅｂアンケート調査、回答数 2,000）

図７ 食品ロスの問題についての認知度（年代別）

（２） 食品ロス削減のための取組状況

食品ロス問題への認知や取組の有無をまとめると、表２のようになりました。食品ロス問題を認知している人のうち約 98%が削減行動を取っており、認知と行動には強い結びつきが見られます。

また、食品ロスを減らすための取組についての問（図８）に対しては、「残さずに食べる」の回答が約７割、「冷凍保存をする」「『賞味期限』を過ぎてもすぐに捨てるのではなく、自分で食べられるか判断する」「料理を作りすぎない」の回答が約半数ありました。

一方で、「外食時には、小盛メニュー等希望に沿った量で料理を提供する店舗を選ぶ」「フ

ードバンク団体や福祉施設・団体等へ寄附する」と回答した人の割合は１割未満と低くなっています。

日常生活や活動の中での工夫の積み重ねが食品ロス削減につながることから、県民や事業者に対して具体的な取組や先進的な取組に関する情報を提供し、食品ロス削減取組の実践を促す必要があります。

表２食品ロス問題の認知と取組

	認知している	認知していない
取り組んでいる	1,575	259
取り組んでいない	29	137

（資料：県民Ｗｅｂアンケート調査、回答数 2,000）

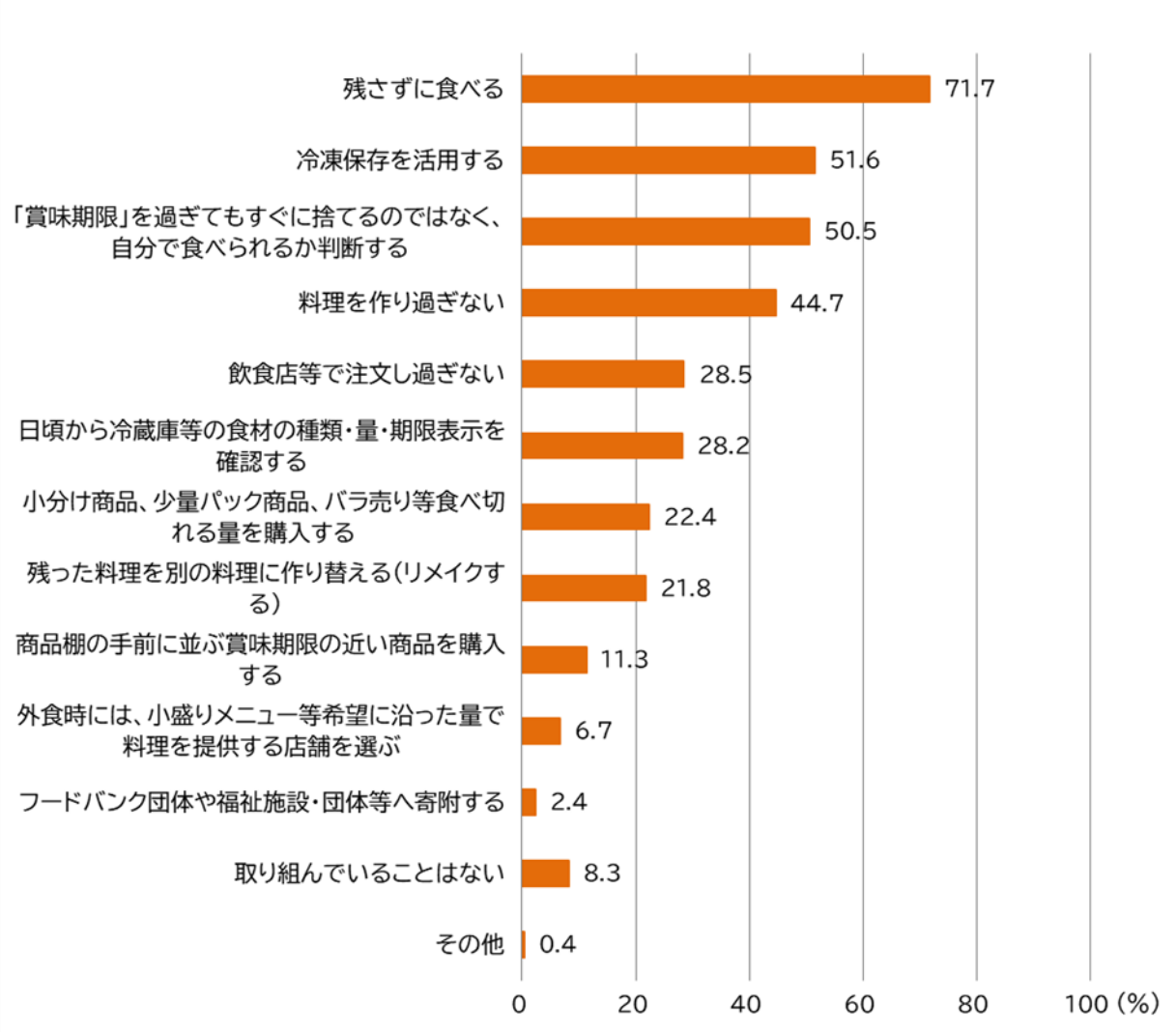

（資料：県民Ｗｅｂアンケート調査、回答数 2,000、「取り組んでいることはない」を選択した場合を除いて複数回答可）

図８ 「食品ロス」を減らすために取り組んでいること

（３）　フードバンク[10]活動の認知度

県民Ｗｅｂアンケート結果、「フードバンク活動」の認知度は増加傾向にあることが分かりました（図９）。令和７年度（2025 年度）は 47.2%と概ね２人に１人が知っている状況にありました。一方で、先に図８に示したとおり、「フードバンク団体や福祉施設・団体等へ寄附する」と回答した割合は 2.4%にとどまっています。

フードバンク活動は、食品ロス削減による廃棄物の発生抑制と、食料支援を必要とする家庭や福祉施設、子ども食堂等に対する支援の二面性を持つ取組です。食品ロスの観点だけでなく、社会福祉の観点からも社会的意義がある活動のため、県民および県内事業者に対してフードバンク活動への理解とより一層の協力を促す必要があります。

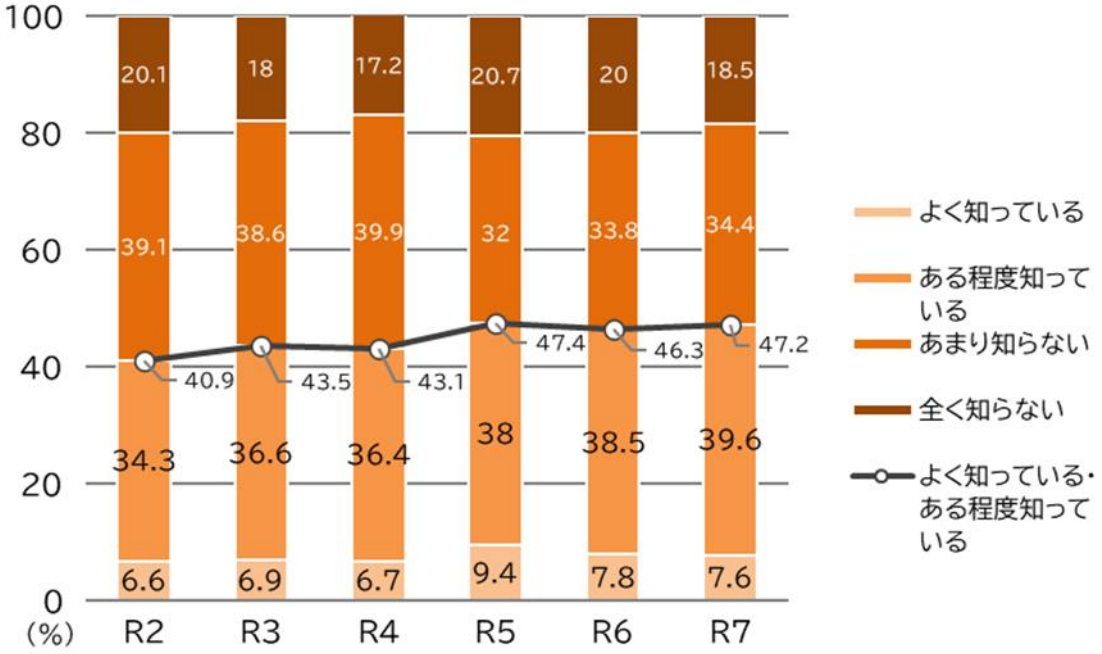

（資料：県民Ｗｅｂアンケート調査、回答数 2,000）

図９ フードバンク活動についての認知度

[10] フードバンク：包装の印字ミス等により販売が困難になった食品、農家における規格外の農産物、家庭で余った食品などの寄附を受け、食料支援を必要とする家庭や福祉施設などに無償で提供する団体のこと。食品ロス削減だけでなく、社会福祉にもつながる有意義な取組。

2-2　目標の達成状況

第一次計画の目標の達成状況は、表３のとおりです。

「家庭系食品ロスの年間発生量」「事業系食品ロスの年間発生量」「食品ロス削減の取組を実施している事業者の割合」は目標を達成しました。

「食品ロス問題の認知度」については、80％台を推移していますが、目標の 90％には到達しませんでした。

「食品ロス削減の取組を実践している消費者の割合」は、目標の 80%に達している年度もありましたが、計画期間通しての達成はできませんでした。

「三方よしフードエコ推奨店」の年度末時点の登録店舗数は目標を達成しており、食料品小売店、飲食店および宿泊施設における食品ロス削減の取組が広がっています。

「フードバンクについての認知度」は、最も高い値でも 47.4％と目標の 80％には到達しませんでしたが、国（消費者庁）の「令和３年度食品ロスの認知度と取組状況等に関する調査」における全国の認知度は 43.4％であり、全国と同等の結果でした。

表３ 第一次計画の目標達成状況

指標	定義	単位	実績値					一次計画目標値		達成状況
			R３(2021)	R４(2022)	R５(2023)	R６(2024)	R７(2025)	R７(2025)	R12(2030)	
家庭系食品ロスの年間発生量	県内の家庭から発生した食品ロスの年間発生量	万t	2.5	2.6	2.4	2.4	－	2.5（R５）	2.1	○
事業系食品ロスの年間発生量	県内の食品廃棄物等多量発生事業者から発生した食品ロスの年間発生量	万t	1.2	1.1	1.2	1.2	－	1.2（R５）	1.1	○
食品ロスの問題の認知度	食品ロスの問題を「知っている」と回答した人の割合	%	83.2	82.5	80.3	81.3	80.3	90	－	×
食品ロス削減の取組を実践している消費者の割合	食品ロス問題を認知して削減に取り組む消費者の割合	%	80.7	80.5	78.4	78.6	78.8	80	－	×
食品ロス削減の取組を実施している事業者数	「三方よしフードエコ推奨店」の年度末時点の登録店舗数	店舗	274	309	355	388	398	300	－	○
フードバンクについての認知度	フードバンクを「知っている」と回答した人の割合	%	43.5	43.1	47.4	46.3	47.2	80	－	×

2-3　現状と目標の達成状況を踏まえた課題

滋賀県での食品ロスの年間発生量については、横ばい傾向となっています（図 10）。特に、事業系食品ロスについては、平成 29 年（2017 年）からの傾向を見ると削減が進んでいません。加えて、国の目標では、令和 12 年度（2030 年度）までに平成 12 年度（2000 年度）比で家庭系食品ロスについては 50%の、事業系食品ロスについては 60%の削減を進めることが掲げられており、現時点では第一次計画の目標は達成しているものの、本県でも更なる削減に取り組む必要があります。

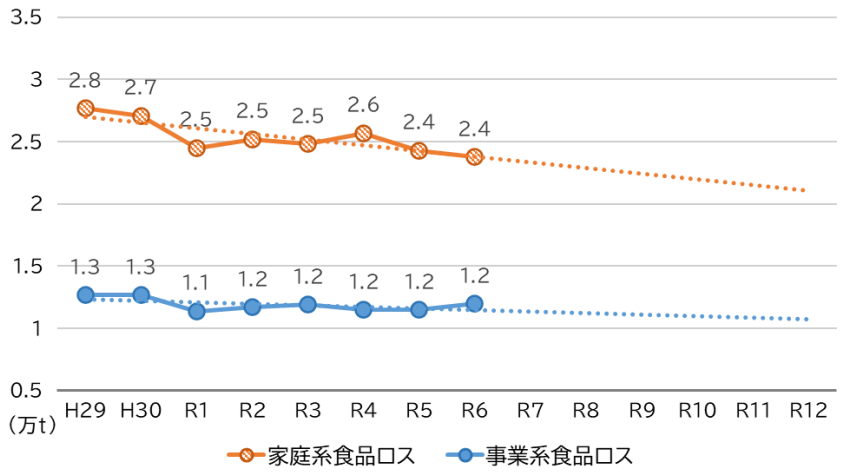

図１０ 食品ロス年間発生量の推移

また、ここまでに示した食品ロスの現状と第一次計画の目標達成状況を踏まえると、次に示す３つの課題に整理できます。

（１）　普及啓発等

表２で示したとおり、食品ロス問題を認知している人の約 98%が食品ロス削減に取り組んでいることを踏まえると、認知度が低い 30 代以下の若年層を中心として、より効果的な普及啓発等を行い、認知度を一層高め、削減行動につなげることを促進する必要があります。

（２）　実態把握

食品ロスの発生実態については、まだ十分に把握できていない部分があります。そのため、県民Ｗｅｂアンケート等による実態把握を継続しつつ、特に、食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成 12 年（2000 年）法律第 116 号）に基づく国への報告義務が課されない、食品廃棄物の年間発生量が 100t 未満の事業者等を中心に調査し、その結果を踏まえた効果的な施策を実施する必要があります。

（３）　食品有効活用の促進

事業系食品ロスについては、事業者の食品ロス削減の取組を促進する仕組みが必要です。また、家庭系食品ロスの観点からは、フードバンク等への食品寄附をする人の割合が 2.4%と低く、実際の寄附行動を促進する必要があります。

第３章　計画の理念と目標

３-１　計画の理念

本計画の基本理念を次のように定めます。

三方よしでフードエコ

食品ロスを削減し、廃棄される食品を減らすことで、食品の適切な分配、持続可能な生産と消費の実現、食料生産に必要な資源やエネルギーの過剰な利用の防止、環境負荷の低減に貢献します。また、食品資源を最大限に活用し、資源の循環を促進することで、一方通行のリニアエコノミー（線型経済）[11]からサーキュラーエコノミー（循環経済）[12]への移行を推進します。

食品ロス削減のために、県民一人ひとりがこの問題を「他人事」ではなく、「自分事」として捉え、理解するだけにとどまらず行動に移す「理解と行動の変革」が広がるよう、消費者、事業者、関係団体、行政等の多様な主体が、「売り手よし！」「買い手よし！」「環境よし！」の「三方よし」の精神の下で、県民総参加により「食品（フード）」の「環境保全への取組（エコ）」を実践していくこととします。

３-２　計画の目標

国は、基本方針において、「家庭系食品ロスを平成 12 年度（2000 年度）比で令和 12 年度（2030 年度）までに食品ロス量を半減させること」「事業系食品ロスを平成 12 年度（2000 年度）比で令和 12 年度（2030 年度）までに食品ロス量を 60%削減すること」という目標を掲げて総合的に取組を推進するとともに、「食品ロス問題を認知して削減に取り組む消費者の割合を 80%にする」と示しています。

本県では、国の基本方針に示された目標や前章の課題等を踏まえ、令和 12 年度（2030 年度）までの計画期間内に実現を図るべき数値目標を表４のとおり設定しました。

---

[11] リニアエコノミー：資源が利用され、製品が作られ、使用され、廃棄される一連の流れが一方通行の直線的な経済の仕組み。

[12] サーキュラーエコノミー：資源・製品の価値の最大化を図り、資源投入量・消費量を抑えつつ、廃棄物の発生の最小化につながる経済活動全体の在り方。

表４ 第二次滋賀県食品ロス削減推進計画における指標と数値目標

指標	定義	現状 Ｒ７年度(2025年度)	目標 Ｒ12年度(2030年度)
家庭系食品ロスの年間発生量（推計）	県内の家庭から発生した食品ロスの年間発生量	2.4万t Ｒ６年度(2024年度)	2.2万t Ｒ10年度（2028年度）[13]
（参考） １人１日当たり家庭系食品ロスの年間発生量（推計）	県内の家庭から発生した１人１日当たりの食品ロスの年間発生量	47g Ｒ６年度(2024年度)	44g Ｒ10年度（2028年度）
事業系食品ロスの年間発生量（推計）	県内の食品廃棄物等多量発生事業者の食品ロスの年間発生量	1.2万t Ｒ６年度(2024年度)	0.9万t Ｒ10年度（2028年度）
食品ロスの問題の認知度	食品ロスの問題を「知っている」と回答した人の割合（※県民アンケートによる）	80.3%	90%
食品ロス問題を認知し、削減に取り組む消費者の割合	食品ロス問題を「知っている」かつ、食品ロス削減のために「取り組んでいる」と回答した消費者の割合（※県民アンケートによる）	78.8%	80%
食品ロス削減の取組を実践している事業者数	「三方よしフードエコ推奨店」新規登録店舗数[14]	129店舗 Ｒ４年度(2022年度) ～Ｒ７年度(2025年度)	140店舗 Ｒ９年度(2027年度) ～Ｒ10年度(2030年度)
フードバンク団体等に食品を寄附している人の割合	食品を「フードバンク団体や社会福祉施設・団体等へ寄附する」と回答した人の割合（※県民アンケートによる）	2.4%	５%

[13] 家庭系および事業系食品ロスの年間発生量の推計値は、国が実施している「一般廃棄物処理事業実態調査」「食品廃棄物等の発生抑制及び再生利用の促進に係る実態調査」「食品関連事業者における食品廃棄物等の可食部・不可食部の量の把握等調査」等の各報告書を基に推計するため、２年度遅れての推計となる。

[14] 三方よしフードエコ推奨店の登録は、飲食店・宿泊施設、食料品小売店が対象。

（１）家庭系食品ロスの年間発生量

平成 12 年度（2000 年度）比で令和 12 年度（2030 年度）までに家庭系食品ロス量を半減するという国の目標に準じて、令和 12 年度（2030 年度）までに 2.1 万ｔとすることを目指します。

本計画の目標は、令和 10 年度（2028 年度）推計値で 2.2 万ｔとします。これは、食品ロス量に係る統計が２年度遅れで公表されるためです。

（２）事業系食品ロスの年間発生量

平成 12 年度（2000 年度）比で、令和 12 年度（2030 年度）までに事業系食品ロス量を 60％削減させるという国の目標に準じて、令和 12 年度（2030 年度）までに 0.8 万ｔとすることを目指します。

本計画の目標は、令和 10 年度（2028 年度）推計値で 0.9 万ｔとします。これは、食品ロス量に係る統計が２年度遅れで公表されるためです。

（３）食品ロスの問題の認知度

第一次計画に引き続き、食品ロスの問題の認知度 90％を目標とします。

食品ロスの問題を認知する県民（消費者）の約 98％が食品ロス削減の行動を取っていることから、まず食品ロスの問題の認知度を向上させる必要があるため、指標としました。

（４）食品ロス問題を認知し、削減に取り組む消費者の割合

第一次計画に引き続き、食品ロス問題を認知し、削減に取り組む消費者の割合を 80％とすることを目標とします。

家庭系食品ロスの削減を進めるためには、県民一人ひとりが食品ロス削減に向けた取組を実践していくことが必要です。

なお、国の基本方針においても「食品ロス問題を認知し、削減に取り組む消費者の割合を 80％とする」を目標として掲げています。

（５）食品ロス削減の取組を実践している事業者数

三方よしフードエコ推奨店の新規登録店舗数を計画期間（４年間）で 140 店舗（35 店舗／年度）とすることを目標とします。

三方よしフードエコ推奨店の新規登録店舗数は、令和３年度(2021 年度)から令和７年度(2025 年度）にかけては 129 店舗（25.8 店舗／年度）でしたが、本計画では一層の増加を図ることとしています。

（６）フードバンク団体等に食品を寄附している人の割合

フードバンク団体等に食品を寄附している人の割合を５％とすることを目標とします。

フードバンクの認知度は約５割ですが、食品を「フードバンク団体や社会福祉施設・団体等へ寄附する」と回答した人は 2.4％に留まりました。そのため、フードバンク団体等に食品を寄附している人の割合を倍増させることを目指します。

第４章　施策の方向性と食品ロス削減の取組

４-１　施策の方向性

食品ロス削減の施策を進めるため、国の基本方針および県の現状を踏まえ、滋賀県廃棄物処理計画等の各種計画との整合性を図りながら、前章に掲げる目標の達成に向けて、以下に示す施策の方向性をもって取り組むこととします。

（１）普及啓発等

消費者や事業者といった食品ロスに関わる各主体が食品ロス問題について認知し、削減行動を実施できるよう、普及啓発を行います。普及啓発に当たっては、認知度が低い 20 代と 30 代を重点的に対象とします。また、事業者や関係団体等と連携し、店頭等での普及啓発を実施するほか、学校等の教育の機会も活用して、広く普及啓発に取り組みます。

さらに、食品ロスに係る優良な取組の水平展開を図るとともに、事業者と消費者の橋渡しを行います。そのほか、食品ロスに関する情報収集を行い、総合的な情報発信を行います。

（２）実態把握

効果的な食品ロス削減の施策を構築するため、食品ロスの発生量等に係る実態把握を推進します。特に、食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律に基づく報告義務がない事業者（食品廃棄物の年間発生量が 100t 未満）等の実態把握に努めます。

（３）食品有効活用の促進

食品廃棄物は一度廃棄物になってしまうと、食品としてリサイクルすることは困難です。食べ物に困窮する人がいる中、まだ食べることのできるものを食品として有効活用することは、単に廃棄物減量としての食品ロス削減というだけでなく、社会福祉的観点からも意義があります。そのため、家庭系、事業系双方における食品ロス削減に資する食品寄附の促進に取り組みます。

また、事業系食品ロスについては、事業者の食品ロス削減の取組を一層促進する仕組みづくりに取り組むほか、事業者や各種団体と情報・意見交換を行い、施策等につなげます。

4-2　基本的施策

施策の方向性を踏まえて、基本的施策を以下のとおりとします。

4-2-1　普及啓発等

（食品ロスの削減の推進に関する法律第14条・第16条・第18条関係）

4-2-1-1　教育および学習の振興、普及啓発等

（1）効果的な普及啓発の実施

・　イベント等での啓発

集客力のあるイベントや人の集まる場所等で普及啓発を行います。特に20代や30代の若年層に効果的に普及啓発できるよう、イベント内容や場所の工夫に努めます。また、事業者等と連携したイベント等による普及啓発を展開します。

・　食品ロス削減月間

10 月の食品ロス削減月間に集中して啓発事業を行うなど、効果的な普及啓発に努めます。

・　事業者・関係団体等との連携

買い物時における食品ロス削減につながる取組（てまえどり[15]、見切り品の活用、食品ロス削減コーナーの設置など）を促すため、小売店や業界団体、食品メーカー等と連携し、店頭やイベント等での効果的な普及啓発を実施します。

・　3010運動

外食や宴会時の食べきりを進めるため、飲食事業者、業界団体等と連携して、3010運動[16]を推進します。

（2）学校教育等を通じた取組の推進

・　学校教育

社会科や家庭科等の授業において、食品ロスについて学習しているほか、「食育の日」等の機会を活用した学習も行っています。また、子ども達が中心となり、能動的に食品ロスについて学ぶような機会も創出されています。各学校での食品ロス削減も含めた食育の取組がより一層促進されるよう、教育や行政の関係者が取組事例等の情報を共有するなど連携して取り組みます。

・　エシカル消費

人や社会、地域、環境などを考えて、モノやサービスを選択して消費する「エシカル消費」を実践することは、食品ロス削減につながります。例えば、地産地消や必要な量だけ食材を買うこと、用途に応じて賞味・消費期限の近いものを検討して買うこと等が食品ロス削減につながります。本県では、事業者や関係団体等と連携しながらエシカル消費の普及啓発に取り組みます。

・　ボランティアとの連携

健康づくりを目的として地域で活動を行う健康推進員のほか、ボランティア等と連携し、

---

[15] てまえどり：賞味期限や消費期限まで日にちの長い商品を選ぶのではなく、陳列棚の手前にあるものから購入する購買行動。陳列棚の手前には期限までの日にちが限られているものが並んでおり、すぐに食べるのであれば、食品ロスの削減につながる。

[16] 3010運動：宴会等で、乾杯後の30分とお開き前の10分は、席を立たずに料理を食べきることを推進する運動のこと。

食育等の機会に買い物や食品保存、調理の工夫等の食品ロス削減に関するアドバイスを行います。

・　３Ｒ出前講座

食べ残しの削減などを含めた日常生活における身近な３Ｒ行動（冷蔵・冷凍庫内の整理、食材の適切な保存方法など）の実践を促すため、出前講座を実施します。

4-2-1-2　表彰の実施

・食品ロス削減優良取組表彰（知事表彰）

食品ロス削減の優良な取組事例を周知し、県内における一層の実践を促すため、表彰を実施します。

4-2-1-3　情報収集および提供

・食品ロス削減の取組等に関する情報収集および提供

食品ロスとその削減の取組等に関して、食品ロス削減レシピのような身近なものから事業者の先進的な取組まで幅広く情報収集を行います。また、「ごみ減量・資源化情報サイト（ごみゼロチャレンジしが）」において、食品ロスの削減について総合的な情報を広く情報発信します。

4-2-2　実態把握

（食品ロスの削減の推進に関する法律第 17 条関係）

・食品ロスの発生量等の実態調査

効果的な食品ロス削減の施策を構築するため、食品ロスの発生量等に係る実態把握を推進します。

家庭系食品ロスについては、一部の市町では開袋調査により実態把握を行っていることから、それらのデータ等を活用し、全県的な実態把握に努めます。

また、事業系食品ロスについては、食品廃棄物の年間発生量が 100t 以上の食品廃棄物等多量発生事業者の実態は、食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律に基づく報告により一定把握していますが、年間発生量が 100t 未満の事業者の実態は具体的に把握できていません。そのため、特にこれらの事業者等の実態について、アンケート調査等により把握に努めます。

・県民等の意識や取組の調査

県民Ｗｅｂアンケート等の調査により、本県における家庭系食品ロスに関する意識や取組に関する状況を把握します。

4-2-3　食品有効活用の促進

（食品ロスの削減の推進に関する法律第 15 条・第 18 条・第 19 条関係）

4-2-3-1　未利用食品を提供するための活動の促進

・フードドライブの推進

食品寄附への理解および実践の促進ならびにフードバンク等の支援のため、積極的にフードドライブを実施し、集まった食品はフードバンク等に提供します。また、フードドラ

イブの実施を希望する事業者等への支援を行います。

・災害救助物資（食品）の有効活用

災害救助物資（食品）の更新に当たり、未利用食品をフードバンク等に提供するなど、有効活用を推進します。

・関係者相互の連携の促進

「滋賀県買い物ごみ･食品ロス削減推進協議会」において、食品ロスに関係する事業者、行政等の連携を図ります。

未利用食品の提供が円滑に進むよう、各地域で活動しているフードバンク、子ども食堂、事業者、行政機関等と情報を共有し、それぞれの活動をつなぐよう支援します。

4-2-3-2　事業者等の取組促進

・三方よしフードエコ推奨店制度の周知・登録店舗の拡大等

「三方よしフードエコ推奨店制度」について一層の普及啓発を図るとともに、事業者の参加を促進する仕組みを検討するなどにより、認知度向上や登録店舗の増加を図ります。

・事業活動における食品ロス未然防止等の促進

飲食店等で廃棄が近づいた食品をお得に購入できるフードシェアリングなどの事業者と消費者の双方にメリットがある食品ロス未然防止の施策の実施を検討します。

飲食店等での食べ残し持ち帰りについては、既に実施している、または実施を検討している事業者を中心に、「食べ残し持ち帰り促進ガイドライン（消費者庁・厚生労働省）」（令和６年（2024 年）12 月）に基づき、消費者の自己責任や食品衛生上の配慮を前提として、情報提供や消費者への周知といった支援を行うことで、食品ロスの未然防止を促進します。

農林水産物の生産者が加工や生産・販売まで一貫して取り組むことで、青果物として出荷できない規格外のものや未利用資源の有効活用が期待されることから、農林水産業の６次産業化を推進します。

農林水産物の地産地消を進めることで、輸送距離が短く鮮度保持がされやすくなり、流通・消費段階での食品ロスの発生抑制も期待されることから、県産の農林水産物やその加工食品の県内での販売・購入を「おいしが うれしが」キャンペーン等により推進します。

危害要因分析･重要管理点方式（ＨＡＣＣＰ）による衛生管理の実施を指導することで、食品原料の無駄のない利用や、製造工程、出荷工程における適正管理・鮮度保持による食品ロス削減を進めます。

・食品関連事業者等との情報・意見交換および支援

食品ロス削減のための事業者による商習慣の見直しや、県による普及啓発等の取組等について事業者や各種団体等と情報・意見交換を行うことにより、施策への反映等につなげます。

4-3　各主体に求められる役割と取組

食品ロスの削減において、各主体に求められる役割と取組例を次に示します。

4-3-1　消費者

消費者は、日々の暮らしの中で自身が発生させている食品ロスの状況および削減の必要性について理解・把握し、自らできる削減行動を実践することが求められます。

また、食品ロスの削減に取り組む食品関連事業者の商品や店舗を積極的に利用することや、行政の施策に協力するなど、他の主体の取組を可能な範囲で支援することも求められます。

（取組例）

・買い物時には、てまえどりや地産地消を実践するほか、必要な時期や量を意識する。買った食品は、賞味期限と消費期限の違いを理解して使いきりに努める。

・賞味期限について正しく理解し、賞味期限を過ぎた場合であっても食べられるか否かは個別に判断する。

・賞味期限が残っているが食べきれないと判断した食品は、早めにフードドライブ、フードバンク等を通じて寄附することで、食品を必要とする人に届くよう意識する。

・外食や買い物、宿泊等の際には、三方よしフードエコ推奨店等の食品ロス削減に取り組む飲食店等を利用する。また、事業者の値引き（見切り品）販売や食べ残し持ち帰り等の取組について、メリットやデメリットを理解した上で利用する。

・宴会の際には、最初と最後に料理を楽しむ時間を設け、おいしい食べきりを呼び掛ける「3010運動」等を実践する。

4-3-2　事業者

事業者は、自らの事業活動から生じる食品ロスの状況および削減の必要性について、サプライチェーン[17]全体とその中での位置付けも含めて理解・把握し、自らだけでなく関係者とともに協力して削減することが求められます。

また、自らの削減取組について消費者に分かりやすく啓発し、理解を求めるとともに、行政の食品ロス削減の取組に協力するよう努めることが求められます。

（業種ごとの取組例）

4-3-2-1　農林水産事業者

・規格外や未利用の農林水産物の食品としての利用に取り組む。

・出荷や販売ができず廃棄してしまうものは、積極的にフードバンク等に寄附を行う。

4-3-2-2　食品製造事業者

・原料の購入に当たっては、安全上問題のない規格外品の許容を拡大するよう努める。

・製造時に生じる端材や型崩れ品については、食品として利用できるように商品化や寄附に取り組む。

・梱包容器の構造や容量、商品の量等の見直しにより、賞味期限延長や使いきりへの工夫を行う。

・賞味期限の表示の年月表示化等の大括り化に取り組む。

[17] サプライチェーン：原料調達・製造・物流・販売・廃棄等一連の流れ全体のこと。

4-3-2-3　食品卸売・小売業者

・納品期限（３分の１ルール[18]等）の緩和や、納品リードタイム[19]の調整による適正発注の推進等の商慣習の見直しに取り組む。

・季節商品については予約制とするなど、需要に応じた販売を行うための工夫をする。

・小分け販売や少量販売等の消費者が使いきりやすいような工夫をする。

4-3-2-4　外食事業者等（レストランや宴会場のあるホテル、各種食堂を含む。）

・消費者が食べきれる量を選択できる仕組み（小盛り・小分けメニューや、要望に応じた量の調整等）を導入する。

・おいしい食べきりを呼び掛ける「3010 運動」等の取組を行う。

・「食べ残し持ち帰り促進ガイドライン（消費者庁・厚生労働省）」（令和６年（2024 年）12 月）に基づき、消費者の自己責任を前提に、食品衛生上の注意事項を説明した上で、食べ残し持ち帰りに可能な範囲で取り組む。その際、消費者に対し、分かりやすく説明するよう努めるものとする。

4-3-3　マスコミ・各種団体

・マスコミや消費者団体をはじめとした各種団体は、各主体が求められる役割を果たし、取組を進めるよう、積極的な普及啓発活動を果たすことが求められます。

4-3-4　市町

・市町は、食品ロスの削減の推進に関する法律第 13 条の規定に基づき、国の基本方針および本計画を踏まえ、当該市町の区域内における食品ロスの削減の推進に関する計画を定めるよう努めるとともに、地域の特性に応じた施策を実施するなど、地域の消費者および事業者に最も近い基礎自治体としての役割を果たすことが求められます。

4-3-5　県

・県は、食品ロス削減の取組を県民運動として展開するため、県民、事業者、関係団体、国、市町等との横断的な推進体制を整備するとともに、これらの者との連携により効果的な施策を展開することが求められます。

---

[18] ３分の１ルール：サプライチェーンにおける賞味期限の３分の１以内で小売店舗に納品する慣例のこと。賞味期限の３分の１以内で納品できなかったものは、賞味期限まで日数が残っているにもかかわらず、廃棄となる可能性がある。

[19] 納品リードタイム：商品の受注（発注）から納品までに要する期間。この期間を調整することで、発注予測の適正化につながる。

第５章　計画の推進体制と進行管理

５-１　推進体制

消費者、事業者、関係団体、市町、県等の多様な主体が適切な役割分担の下、連携・協力し、取組を推進します。

「滋賀県買い物ごみ・食品ロス削減推進協議会」において、事業者、関係団体、学識経験者、国・県・市町等の関係者が連携協力を図り、本県における食品ロスの削減等の取組を推進します。

５-２　進行管理

食品ロスの削減の推進に関する施策の実施状況について継続的に点検、進捗確認を行い、滋賀県環境審議会において報告するとともに、必要に応じて施策の見直しを行います。